

2026 年改訂コーポレートガバナンス・コードにおける取締役会事務局（コーポレートセクレタリー）の機能強化と知財ガバナンスへの波及効果

2026 年 7 月 21 日、金融庁および東京証券取引所は「コーポレートガバナンス・コード（2026 年改訂版）」を確定・公表した。今回の改訂は、補充原則を廃止してコードをスリム化し、コンプライ・オア・エクスプレインの対象を基本原則と原則に絞る一方、具体例や実施上の考慮事項を新設の「解釈指針」に移すことで、形式的な項目充足から原則の趣旨に即した実質的対応へ転換することを狙うものである。改訂案には 147 の個人・団体から意見が寄せられた。^{1,2}

本レポートは、BUSINESS LAWYERS® 解説記事が重点を置く「取締役会事務局・コーポレートセクレタリーの機能強化」を起点に、企業の知財活動への影響を分析する。あわせて、2026 年 8 月 3 日に公表された「価値創造を加速する知財・無形資産投資・活用のガイダンス」を反映し、コード本文の原則、コンプライ・オア・エクスプレインの対象外である解釈指針、各社が任意に採用する実務上の推奨策を明確に区別して整理する。^{7,12}

1. 2026 年改訂 CG コードの構造変容と基本理念

1.1 プリンシプルベースの徹底と「解釈指針」の新設

2026 年改訂 CG コードは、「基本原則」「原則」「補充原則」という従来の 3 階層を再編し、補充原則を廃止した。重要な規律は基本原則・原則へ統合し、具体的・例示的な記載は解釈指針へ整理している。解釈指針はコンプライ・オア・エクスプレインの直接の対象ではないが、原則の実質的な実施を支援する趣旨・具体例・ベストプラクティスを示すものであり、そこへ移された事項の重要性が失われたわけではない。^{1,16}

なお、東証の市場区分によって適用範囲は異なる。プライム市場・スタンダード市場の上場会社には全原則についてコンプライ・オア・エクスプレインが求められる一方、グロース市場の上場会社に直接適用されるのは基本原則である。改訂コードを踏まえたコーポレート・ガバナンス報告書の更新期限は 2027 年 7 月末日とされている。したがって、原則 4-1、4-2、4-4、4-14 を本レポートで検討する際の直接の主対象はプライム・スタンダード市場の上場会社であり、グロース市場会社や非上場会社にとっては実務上の参考枠組みとなる。^{5,6}

比較項目	2021 年改訂 CG コード	2026 年改訂 CG コード
------	-----------------	-----------------

階層構造	基本原則・原則・補充原則の 3 階層	基本原則・原則の 2 階層に再編し、解釈指針を新設 ¹
運用ガイド	具体的・例示的事項が補充原則にも含まれていた	具体例等を C/E 対象外の解釈指針へ整理。ただし重要性は維持 ¹
成長投資・資本配分	旧補充原則 3-1③・4-2②、旧原則 5-2 等で開示・監督を規定	原則 4-1・4-2 に成長投資と資源配分の説明・不断の検証を再統合 ^{1,15}
取締役会事務局	旧原則 4-12・4-13、旧補充原則 4-13①～③等で審議・情報支援を規定	新原則 4-14 へ再編し、解釈指針で事務局等の機能強化を明示 ^{1,15}
知財・無形資産の扱い	2021 年改訂で投資戦略の開示と取締役会監督を既に導入	成長投資・資本配分の原則へ再配置し、解釈指針で創出から収益化までを明示 ^{1,8}

1.2 改訂における 3 つの主要柱

2026 年改訂の主要な実務論点は、①成長投資と経営資源配分、②取締役会の機能強化、③有価証券報告書の株主総会前提出の 3 点に整理できる。^{1,12}

第一の柱は「成長投資の促進と経営資源配分の最適化」である。原則 4-1 は、取締役会が成長の道筋を構築し、資本コストを踏まえた目標の実現に向けて、設備、研究開発、人的資本、知的財産等の無形資産への投資や事業ポートフォリオの見直しについて、具体的に何を実行するのかを説明すべきとしている。さらに原則 4-2 は、公表した経営戦略・計画に照らして経営資源配分が適切かを不断に検証すべきとしている。これは法的な投資義務を課すものではなく、取締役会による戦略形成、説明、継続検証を求めるプリンシプルベースの規律である。^{1,16}

第二の柱は「取締役会の機能強化」である。原則 4-14 (3) は、取締役会を支える部署等の人員面を含む支援体制を整えるべきことを原則本文で定める。そのうえで解釈指針は、資料の早期共有、情報の整理・分析、年間スケジュールと想定議題の設定、十分な審議時間の確保などを例示し、取締役会事務局（コーポレートセクレタリー等）の機能強化を重要な取組みとして示している。¹

第三の柱は「有価証券報告書の定時株主総会前提出」である。原則 1-2 は、株主の権利行使に係る適切な環境整備の重要例として総会前提出を位置付け、解釈指針は総会開催日の 3 週間以上前の提出を「最も望ましい」としている。ただし、3 週間前提出は一律の法的義務ではな

く、必要に応じて総会時期の後ろ倒しも含めた検討例である。知財・研究開発情報についても、開示内容の確定、秘密情報の管理、取締役会審議を従来より前倒しする必要が生じ得る。^{1,12}

2. 取締役会事務局（コーポレートセクレタリー）に求められる機能強化

2.1 「手続的裏方」から取締役会の審議を支える機能へ

新原則 4-14 が原則本文で求めるのは、取締役・監査役が役割を実効的に果たすための支援体制である。これに対し、事務局が取締役会・傘下委員会の役割に照らして適切な審議事項を整理し、会議体を能動的に運営することは解釈指針に示された望ましい実装である。したがって、会議日程、資料配布、議事録作成だけを担う従来型事務局から、議長や社外取締役を支え、審議の質を高める機能への高度化が期待される。^{1,12}

独立社外取締役の比率上昇やモニタリング型取締役会への移行が進むほど、執行側と監督側の情報非対称性が問題となる。金融庁の事例集では、議長との事前協議、取締役会・委員会間の連携、社外取締役への追加情報提供、審議後のフォローアップなど、多様な実務例が示されている。事務局の価値は、単に情報量を増やすことではなく、取締役が判断すべき論点、選択肢、リスク、財務影響を適切な時期に届ける点にある。^{4,13}

2.2 コード上の要請と各社裁量の境界

「コーポレートセクレタリー」という語は、外国法上の法定役職を日本企業に一律導入する趣旨ではない。金融庁は、単なる会議運営の事務方を超え、適切な審議事項を定めるなど能動的に会議体を運営する機能を理解しやすく示すための参考的な表現であると説明している。専任部署、外国型の法定役職、特定の報告ライン、評価権限、予算、人員配置をコードが一律に要求しているわけではない。³

また、取締役会の審議を実質化する第一義的な責任は取締役会自身にあり、事務局が取締役会の責務や判断を代替するものではない。事務局は、議題設定、情報提供、会議運営、決議後のフォローアップを通じて主体的意思決定を補完する。独立社外取締役への直接的な情報アクセス、事務局の機能的独立性、職員の研修等は有益な場合があるが、その具体的設計は各社の組織構造・事業特性に応じた自律的判断事項である。³

2.3 コーポレートセクレタリー機能の実務的な高度化

第一は「年間審議アジェンダの能動的設計」である。執行側から提出された個別決議案を順次処理するだけでなく、長期経営戦略、事業ポートフォリオ、資本効率、成長投資、全社リスクなどを年間計画に配置し、議長・CEO と協議して十分な審議時間を確保する。知財については、重点技術、事業別知財戦略、重要ライセンス、技術流出リスク、IP 集約型 M&A など上程候補として定期的に点検することが考えられる。^{1,4}

第二は「情報提供の質的向上と事前説明の設計」である。執行部門の資料をそのまま転送するのではなく、事業環境、競合、選択肢、主要な前提、財務影響、リスク、KPI を整理し、会日

に十分先立って提供する。事前説明の目的は取締役会当日の説明を増やすことではなく、事前に基礎理解と追加質問を済ませ、当日を質疑・討議・意思決定に集中させることである。^{1,4}

第三は「会議体・部門横断のハブ機能」である。取締役会、指名・報酬・監査等の委員会、経営会議の情報分断を防ぎ、経営企画、財務、法務、知財、研究開発、情報セキュリティ、IR等を横断して論点を統合する。もっとも、事務局が各専門部門の判断を代行するのではなく、専門情報を取締役会が判断可能な形へ整え、決議・宿題を執行側へ確実に戻す結節点となることが重要である。^{4,14}

3. 企業の知財・無形資産活動における位置づけの変化

3.1 「開示・監督」から「成長投資・経営資源配分」への再統合

2021年改訂CGコードは既に、知的財産への投資戦略の開示と取締役会による監督を旧補充原則3-1③・4-2②に盛り込んでいた。したがって、2026年改訂が知財・無形資産を初めてガバナンスの対象にしたわけではない。2026年改訂の意義は、これらを成長の道筋、資本コスト、収益・資本効率目標、事業ポートフォリオ、経営資源配分の原則へ再統合し、経営の中核的な意思決定事項として一層明確にした点にある。^{1,8,15}

このため知財部門は、特許出願件数、保有件数、知財費用のみを報告するのでは足りない。どの事業の、どの競争優位や参入障壁を、どの技術・ブランド・データ・ノウハウで形成し、どの時間軸で収益、価格決定力、市場シェア、リスク低減へ結び付けるのかを、研究開発投資や事業ポートフォリオと一体で示す必要性が高まる。取締役会は、投資継続・追加投資・中止・外部取得・ライセンス等の選択肢を比較し、前提の変化に応じて不断に検証することになる。

^{1,7,11}

投資家や取締役会が確認すべき核心は、権利数そのものではなく、知財・無形資産が競合の模倣や参入を困難にし、将来キャッシュフローと資本効率を支える因果関係である。したがって、知財KPIは件数偏重を避け、重点事業の保護範囲、競争優位の持続期間、収益化、外部協業、重要リスク、投資仮説の検証状況等を組み合わせることが望ましい。^{7,8,11}

3.2 解釈指針が示す知財ライフサイクル戦略

原則4-1本文は、知的財産等の無形資産への投資を成長投資として明記し、経営資源配分について具体的に何を実行するか説明すべきとしている。その解釈指針は、知財・無形資産が競争力・企業価値向上の源泉であることを踏まえ、「創出・取得・強化・保護・収益化」に戦略的に取り組むべきと示す。このライフサイクル記載は解釈指針であり、それ自体が独立したコンプライ・オア・エクスプレイン項目ではないが、原則を実質的に実施する際の重要な視点となる。¹

実務上は、自社R&Dによる創出だけでなく、M&A、業務提携、スタートアップ出資による取得、追加投資や標準化による強化、特許・営業秘密・契約・サイバー対策による保護、自己実施・ライセンス・事業売却等による収益化を一つのポートフォリオで扱う必要がある。知財戦略は「権利取得計画」ではなく、内部開発と外部取得、公開と秘匿、独占と開放、保有継続と撤退を比較する経営資源配分へ変わる。^{1,7,8}

3.3 リスク管理体制（原則 4-4）との統合

原則 4-4 本文は、取締役会が内部統制や全社的リスク管理体制を適切に整備すべきことを定める。解釈指針は、サイバーセキュリティ、地政学的要因によるサプライチェーン途絶、技術等の情報流出への対応を、リスク管理体制整備の考慮事項に含まれ得るものとして明記した。したがって、「技術流出対策が独立して一律義務化された」と理解するのではなく、各社の重要性に応じて ERM へ組み込み、取締役会が体制と運用を監督する論点が明確化されたと捉えるべきである。¹

オープンイノベーション、海外拠点、人材流動化、共同研究、調達時の技術開示が拡大する中、営業秘密、製造ノウハウ、データ、ソースコード等の流出は競争優位を損なう可能性がある。経済産業省の「技術流出対策ガイダンス第 2 版」も、海外拠点や人を通じた流出に加え、共同研究や調達時のすり合わせを対象としている。重要技術については、CISO・CTO・法務・CISO・経済安全保障部門が共通のリスク登録簿と上程基準を持つことが有効である。⁹

3.4 2026 年 8 月 3 日公表の新ガイダンスによる実装の具体化

2026 年 8 月 3 日に公表された「価値創造を加速する知財・無形資産投資・活用のガイダンス」は、改訂 CG コードを契機として、知財・無形資産を成長投資、取締役会監督、部門横断実行、投資家との対話へ組み込むための法的拘束力を持たない実務指針である。2023 年の「知財・無形資産ガバナンスガイドライン Ver.2.0」を直ちに置き換えるものではなく、改訂コードを実装する際の具体化・補完資料として位置付けられる。^{7,8}

同ガイダンスが重視するのは、投資額だけの開示ではない。経営戦略との関係、競争優位・参入障壁、成果が現れるまでの時間軸、投資から企業価値へ至る因果関係、KPI、責任者、取締役会の監督、部門横断体制を一つの価値創造ストーリーとして示すことである。付属資料には、富士フイルムホールディングス、旭化成、レゾナック、富士通等を含む 16 件の事例が示され、知財部門と経営企画・事業・研究開発の連携、無形資産戦略説明会などの実践が紹介されている。⁷

したがって、企業の対応は「知財欄を増やす」ことにとどまらない。取締役会で承認・検証した資源配分と、統合報告書・有価証券報告書・決算説明・投資家対話で示す価値創造ストーリーを整合させ、開示可能な情報と営業秘密・出願前発明・交渉中案件を区分する必要がある。知財部門、経営企画、CFO、IR、法務、取締役会事務局の連携が実装の中核となる。^{7,11}

4. コーポレートセクレタリー機能と知財部門の連携メカニズム

以下に示す連携モデルは、コードが特定の組織図や CISO・知財投資委員会の設置を要求するものではなく、原則 4-1、4-2、4-4、4-14 を知財実務へ落とし込むための本レポートの実務提案である。重要なのは肩書や部署名ではなく、取締役会が必要な知財情報へ適時に到達し、執行部門横断で論点が統合される機能を確保することである。^{1,3}

4.1 構造的課題：専門情報を経営判断へ変換する機能

知財・技術情報は専門性が高く、特許クレーム、拒絶理由、技術成熟度、FTO、営業秘密管理等を専門用語のまま取締役会へ報告しても、経営上の選択肢を判断しにくい。他方、情報を単純化し過ぎれば、権利の不確実性、代替技術、公開による不利益、競合化リスク等の重要な前提が失われる。^{7,11}

事務局・コーポレートセクレタリー機能は、知財判断を代行するのではなく、CIPO・CTO・事業責任者・法務・CFO等が示す情報を「どの事業の競争優位に関係するか」「投資継続の条件は何か」「財務・市場への影響は何か」「最大のダウンサイドは何か」という取締役会の審議論点へ統合する。知財部門側にも、技術・権利情報を経営言語へ変換する能力が求められる。

4,7

4.2 IP ランドスケープ（IPL）の取締役会活用とアジェンダ設計

知財情報と市場・競合・事業情報を統合するIPランドスケープ（IPL）は、成長投資、事業ポートフォリオ、M&A、標準化、アライアンスを検討する際の有力な判断材料となる。最新ガイドランスの企業事例も、知財・事業・研究開発をつなぐ活動や、経営企画・事業・知財間の人材交流、国際標準・ルール形成への領域拡張を紹介している。^{7,11}

実務上、事務局は知財部門と協議し、IPL分析を年間アジェンダへ位置付けることが考えられる。ただし、すべてのIPLを取締役会へ上げるのではなく、投資規模、競争優位への影響、不可逆性、重要技術の外部開示、利益相反、企業価値・開示への影響等を上程トリガーとして定めることが重要である。^{3,4}

M&Aでは、対象会社の特許の有効性だけでなく、営業秘密、ソフトウェア、データ利用権、OSS、従業員発明、キーパーソン依存、第三者権利侵害を含めて価値を検証する。共同研究・ライセンスでは、成果帰属、背景知財、改良発明、ノウハウ開示範囲、独占性、競合化、将来の事業オプションを比較する。IPLは結論を自動的に与えるものではなく、こうした選択肢と前提を可視化するために用いるべきである。^{1,7,9}

4.3 取締役会・事務局・知財部門の役割分担マトリクス

以下の表は、コードが義務付ける組織形態ではなく、各社が自社の機関設計・事業特性に合わせて採否を判断する実装例である。

ガバナンスフェーズ	取締役会（監督側）の役割	取締役会事務局（CS機能）の支援	知財部門（執行側）の提供情報
アジェンダ策定	成長投資・資本配分の重点方針と審議テーマを決定する	議長と協議し、重要知財テーマを年間予定へ組み込む	経営計画に連動した重要知財課題と上程候補を提案する
事前情報準備	競争優位、投資条件、技術・事業リスク	選択肢、前提、財務影響、リスクを統合	IPL、FTO、権利・秘匿方針、投資仮

	クに関する問いを準備する	した論点整理を支援する	説、代替案を提示する
事前レクチャー	疑問点や追加情報を事前に確認する	社外取締役と専門部門の双方向説明を調整する	役員の知識・関心に応じた補足資料を用意する
取締役会での審議	知財投資の妥当性、選択肢、技術流出等を主体的に判断する	時間配分と論点を管理し、判断を代替せず討議を支援する	定量・定性の根拠、反対材料、前提条件を説明する
事後追跡・検証	資源配分の適切性と承認条件を不断に検証する	決議後の宿題・条件・再上程トリガーを管理する	KPI、ポートフォリオ、収益化、重大リスクの変化を報告する

5. 企業に求められる実践的アプローチと体制整備

以下は、コードが特定の部署、CIPO、知財投資委員会、KPI 又は DX ツールを一律に要求するという意味ではなく、各原則の趣旨を実装するための実務上の選択肢である。企業は 2027 年 7 月末の CG 報告書更新を見据え、自社にとって重要な知財・無形資産と取締役会の関与範囲を定義し、実効性を説明できる体制を整える必要がある。^{3,6}

5.1 組織・職務設計と部門横断連携

最優先は「コーポレートセクレタリー」という名称の新設ではなく、取締役会事務局規程又は職務記述を見直すことである。年間アジェンダ設計、議長との事前協議、社外役員からの情報要求、委員会間調整、決議後フォロー、実効性評価、未公表情報管理を明確にする。組織形態は、法務・総務内、経営企画内、取締役会直属、部門横断型などから自社に適した形を選べばよい。^{3,4}

知財については、事務局と CIPO 又は知財責任者、CTO、CFO、法務、CISO、IR が定期的に重要案件を確認する仕組みが有効である。知財部門の兼務者を事務局へ置く方法、常設の横断会議を設ける方法、案件ごとに仮想チームを組む方法がある。重要なのは、経営陣の意向だけで情報が遮断されず、議長・社外取締役・監査機関が必要情報へ到達できる機能的なアクセスを確保することである。^{3,4}

上程基準は金額だけでなく、競争優位への影響、重要技術の外部開示、不可逆性、重大訴訟・FTO、利益相反、企業価値・開示への影響を含めるべきである。例えば「IP Material Event Matrix」を設け、取締役会上程、適時開示・法定開示、インサイダー情報管理、アクセス制限、外部専門家利用を同時に判定する方法が考えられる。これは本レポートの実務提案であり、コード所定の様式ではない。^{1,3}

5.2 スキル・マトリックスと役員・事務局研修

取締役会のスキル・マトリックスに「イノベーション・R&D」「知財・無形資産」「デジタル・AI」「経済安全保障」等を記載することは有効な選択肢であるが、コードが特定項目を一律に要求するものではない。自社の価値創造モデルと主要リスクから必要能力を定義し、取締役の選任、外部専門家の活用、研修の組合せで不足を補うべきである。^{3,10}

社外取締役には、自社のコア技術、特許・営業秘密の使い分け、主要競合とのギャップ、研究開発のステージゲート、重要ライセンス、技術流出等をケース形式で説明することが望ましい。事務局職員にも、会社法・CG コードに加え、知財が利益構造をどう支えるか、未公表情報をどう扱うかを理解する機会を設けるとよい。ただし、特定資格や研修制度は各社の自律的判断事項である。^{3,4}

5.3 ガバナンス DX による安全な情報基盤の整備

取締役会運営の高度化は、資料、質問、事前説明、決議後フォローの事務負担を増加させる。その対応手段の一つが、役員会ポータル等を用いた年間アジェンダ、資料、質問、審議履歴の一元管理である。DX 導入自体はコード上の要請ではなく、情報提供の早期化、アクセス権管理、監査証跡、検索性を実現するための手段として評価すべきである。^{4,13,14}

知財・M&A・訴訟資料は特に機密性が高い。暗号化、閲覧権限、ダウンロード制御、端末管理、退任者のアクセス停止、ログ保存、生成 AI 機能への入力制御等を設計しなければならない。利便性の向上だけでなく、重要技術や未公表情報を保護できることを導入評価の前提とする必要がある。^{1,9}

5.4 知財開示プロセスの前倒しと整合性確保

有価証券報告書の総会前提出を進める場合、決算確定後に知財部門が文章を追記する従来型の工程では時間が不足し得る。知財・研究開発・技術リスクに関する開示方針、データオーナー、レビュー責任者、取締役会審議、監査対応を年間カレンダーへ組み込み、経営企画・経理・IR・法務・知財・事務局の締切を前倒しする必要がある。^{1,12}

開示では、投資額や特許件数だけでなく、戦略、競争優位、時間軸、因果関係、KPI、取締役会の関与を一貫した物語として示す。他方、営業秘密、出願前発明、交渉中のライセンス・M&A、重大インシデント等は、取締役会への十分な情報提供と対外的な秘密保持を分離して管理する。統合報告書、有価証券報告書、CG 報告書、決算説明資料で説明が矛盾しないよう、共通のエビデンスとレビュー工程を整えることが重要である。^{7,11}

6. 結論と今後の展望

2026 年改訂 CG コードの本質は、「コーポレートセクレタリー」という肩書を新設することではない。原則 4-14 は取締役会を支える体制を求め、解釈指針は事務局等の能動的な支援を重要な実装例として示すが、専任部署・法定役職・特定報告ラインを一律に要求していない。事務局の役割は取締役会の責務を代替することではなく、適切な議題、情報、時間、フォローアップによって取締役会の主体的判断を支えることである。^{1,3}

知財の観点では、2021年から存在した開示・監督の要請が、2026年改訂で成長投資、資本コスト、事業ポートフォリオ、不断の検証、全社リスク管理へ再統合された。さらに2026年8月3日の新ガイダンスは、投資額、競争優位、因果関係、KPI、取締役会監督、部門横断実行、投資家対話を結ぶ実装の方向を具体化した。知財部門は権利管理部門から、経営資源配分と価値創造を支える専門機能へ役割を広げることになる。^{1,7,8}

プライム・スタンダード市場の上場会社は2027年7月末のCG報告書更新までに、取締役会事務局規程、年間アジェンダ、重要知財案件の上程基準、技術リスク登録簿、知財・R&D投資レビュー、開示・インサイダー情報判定、取締役会実効性評価を点検することが望ましい。グロース市場会社や非上場会社についても、これらを自社の規模・特性に合わせて活用できる。最終的に問われるのは形式的な組織名ではなく、知財・無形資産を成長投資として活用し、その成果とリスクを取締役会が継続的に検証できる経営能力である。^{5,6,7}

引用文献

1. 金融庁・東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）」2026年7月21日、<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/01.pdf>
2. 金融庁・東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）の確定について」2026年7月21日（8月3日更新）、
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721.html>
3. 金融庁「改訂案に対するご意見の概要及びそれに対する考え方」2026年7月21日、
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/06.pdf>
4. 金融庁「取締役会の機能強化の取組みに関する事例集2026」2026年7月21日、
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/10.pdf>
5. 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」、
<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/>
6. 東京証券取引所「2026年のコード改訂を踏まえたコーポレート・ガバナンス報告書の更新期限」、<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8315.html>
7. 知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会「価値創造を加速する知財・無形資産投資・活用のガイダンス」2026年8月3日、
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/tousi_guidance.html
8. 知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会「知財・無形資産ガバナンスガイドライン Ver.2.0」2023年3月27日（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局・経済産業省）、
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/governance_guide_line_v2.html
9. 経済産業省「技術流出対策ガイダンス第2版」2026年4月27日、
<https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260427002/20260427002.html>
10. 経済産業省「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンスガイダンス」、
<https://www.meti.go.jp/files/900017505.pdf>
11. 特許庁「企業成長の道筋～投資家との対話の質を高める知財・無形資産の開示～」、
<https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyosenryaku/index.html>
12. 本間隆浩・高田洋輔「2026年改訂コーポレートガバナンス・コードの解説―取締役会事務局・コーポレートセクレタリーの機能強化」BUSINESS LAWYERS、2026年7月31日、
<https://www.businesslawyers.jp/articles/1560>

13. PwC Japan 「進化する取締役会事務局（コーポレートセクレタリー等）―なぜ今」, <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/corporate-governance/vol29.html>
14. PwC Japan 「進化する取締役会事務局（コーポレートセクレタリー等）―成熟度×フェーズで描く『進化の設計図』」, <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/corporate-governance/vol31.html>
15. 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード（2021 年 6 月 11 日版）」, <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210611-1/05.pdf>
16. 金融庁「成長投資の促進に向けたコーポレートガバナンス・コードの改訂について」2026 年 7 月 21 日, <https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/03.pdf>